

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第27回本部員会議

日時：令和3年9月9日(木) 16:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

<次第>

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(3) デルタ株感染拡大防止集中対策の期間延長について

(4) 飲食店等への営業時間短縮要請について

(5) その他

3 閉会

<配布資料>

【資料1】 現在の発生状況について

【資料2】 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

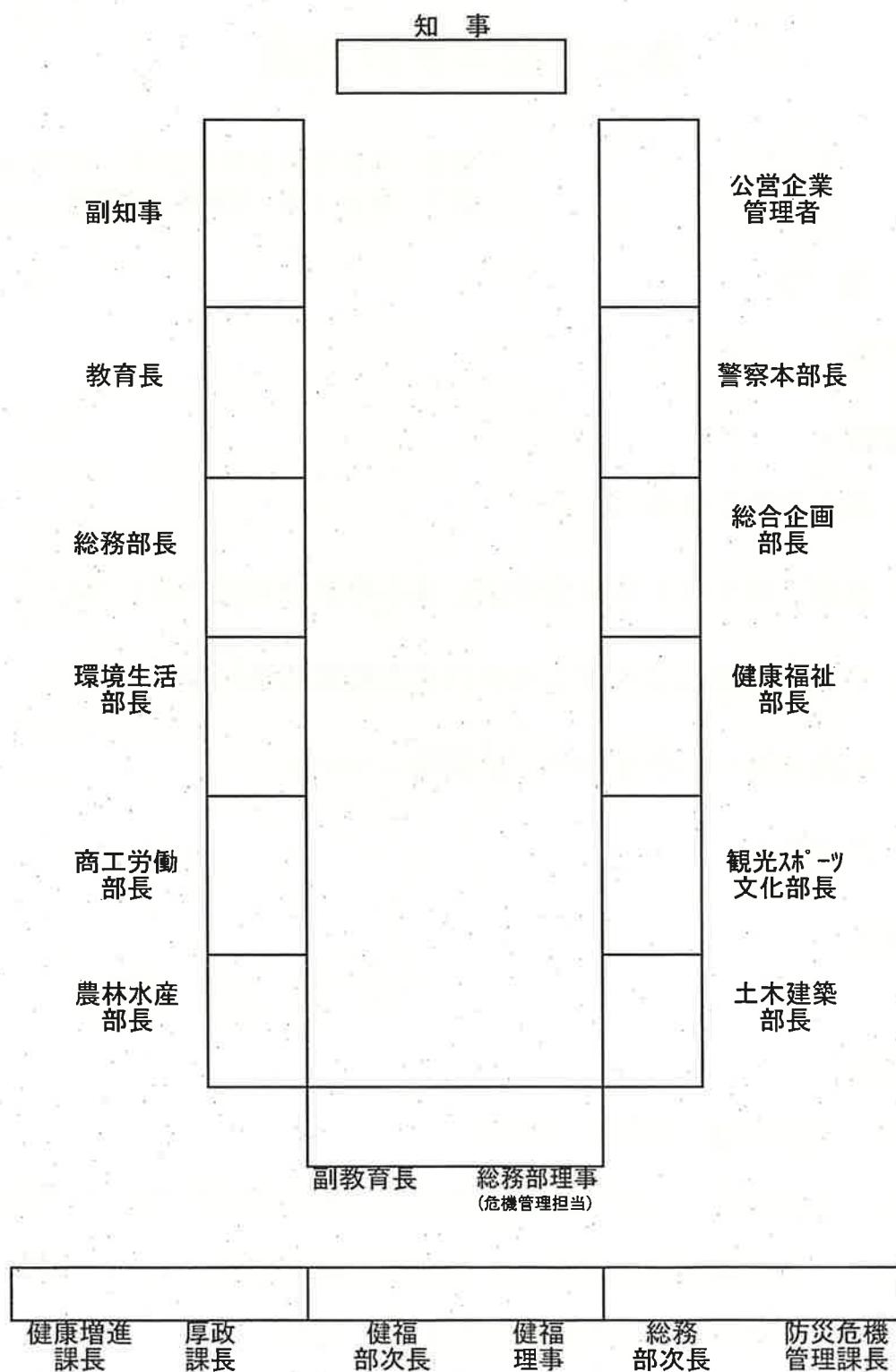
【資料3】 デルタ株感染拡大防止集中対策の期間延長について（案）

【資料4】 飲食店等への営業時間短縮要請について

【資料5】 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第27回本部員会議 配席図

日時：令和3年9月9日(木)16:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第27回本部員会議

日時：令和3年9月9日(木)16:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和3年9月9日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第3項に基づく緊急事態措置について、9月9日に、9月13日以降については、19都道府県について9月30日まで期間を延長することが決定された。
また、特措法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置について、宮城県及び岡山県を区域に加え、9月13日から9月30日までを期間とするとともに、6県について9月30日まで期間を延長することが決定された。

本県においては、県外との往来は自粛するよう強く県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

9月9日の緊急事態宣言期間の延長やまん延防止等重点措置区域の追加等に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<緊急事態宣言の対象区域及び期間>

区分	対象区域	期間
特定都道府県	沖縄県	5月23日～ <u>9月30日</u>
	東京都	7月12日～ <u>9月30日</u>
	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月 2日～ <u>9月30日</u>
	茨城県、栃木県、群馬県、 静岡県、京都府、兵庫県、 福岡県	8月20日～ <u>9月30日</u>
	北海道、岐阜県、愛知県、 三重県、滋賀県、広島県	8月27日～ <u>9月30日</u>

＜まん延防止等重点措置の区域及び期間＞

区 域	期 間
石川県	8月 2日～9月30日
福島県、熊本県	8月 8日～9月30日
香川県、鹿児島県	8月20日～9月30日
宮崎県	8月27日～9月30日
宮城県、岡山県	9月13日～9月30日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行ながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけすること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。

- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講すべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとすること。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 県外との往来は、通勤・通学、通院等やむを得ないものを除いて自粛するよう強く要請。特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限自粛するよう要請。また、やむを得ず往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する要請等に従うよう要請。
- 家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう要請。

- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策の徹底。

また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」）に特に注意するよう呼びかけ。

- 外出の際には、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動するよう呼びかけ。
- 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店ややまぐち安心飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 県外への出張を控えるよう要請。
また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。
- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。

- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
また、本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、県主催イベントの中止又は延期等を検討。

- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準>※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
R 2年9月 19日～ R 3年10月 31日	<p>・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p> <p>・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	<p>①収容人数 10,000人超 ⇒収容人数の50%</p> <p>②収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人</p> <p>※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度</p>

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。'

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

＜分科会の示すステージの指標＞

項目	ステージIIIの指標	ステージIVの指標
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合	
	・入院医療 確保病床の使用率	20%以上 50%以上
	入院率	40%以下 25%以下
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上 50%以上
	②療養者数	20人/10万人以上 30人/10万人以上
	③PCR陽性率	5%以上 10%以上
感染の状況	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上 25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上 50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることがないよう、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーンの取扱い

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

デルタ株感染拡大防止集中対策の期間延長について(案)

令和3年9月9日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者数が減少傾向にあるが、東京や福岡、広島などに出されている緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間が延長され、予断を許さない状況にある。

本県においては、8月25日から集中対策を強化し、県有施設の休館や飲食店等への営業時間短縮要請などを実施しており、やや改善の兆しが見られているところだが、未だステージ4の状態にあることや、隣県の福岡・広島の緊急事態宣言が継続していることなどから、ここで気を緩めることなく、徹底的に感染拡大を抑え込むため、集中対策の期間を延長する。

2 集中対策の延長期間

9月13日(月)～9月26日(日)

3 県民、事業者への要請

(1) 県外との往来の自粛

- 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛
- 特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往来は、最大限自粛
- 家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動

(2) 外出機会の半減

- 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減
例：まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食、カラオケ等の自粛
※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない
- 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期
- 県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用停止（当面）
- 県観光連盟の実施する「旅々やまぐち県民割」事業の停止（当面）
- Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)(当面)
- みんなでたべちゃう！キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止（当面）

(3) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店等を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

(4) 事業者における感染防止対策の強化

- 飲食店等の営業時間の短縮、又は、休業
※9/13(月)～9/26(日)の間も引き続き、飲食店等に対し、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までとするよう要請するとともに、夜間の見回りを実施
- 「頑張る事業者リスタート補助金」や飲食店の第三者認証制度「やまぐち安心飲食店」の活用等による感染防止対策の強化
- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛
- やむを得ず県外との往来があった従業員等のPCR検査の実施（中小企業PCR検査補助金の活用等）や、在宅勤務（テレワーク）及び健康管理に対する配慮

○在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

4 学校における感染防止対策

○生徒・教職員等が、県外との往来を伴う全国大会等に参加した際の帰県後PCR検査の実施

○教職員等を対象とした感染防止対策に係るオンデマンド配信

○衛生管理マニュアルに定める地域の感染レベルは「レベル3」を継続

・衛生管理マニュアルに定められた感染防止対策等の徹底

・生徒・教職員等が県内での校外行事・大会等に参加する前のPCR検査の実施

・部活動における練習試合や合宿等については、県内外に関わらず、原則実施しない

5 イベント等の開催制限

○原則、県主催イベントの中止、又は、延期

○県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請

6 県有施設の利用制限

○原則として、県有施設は休館

※県の管理する公園の遊具等は使用禁止措置

○貸出施設の新規貸出は中止

○予約済みの貸出施設については、利用者に利用自粛を呼びかけ

※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない(すでに納付されている場合は全額還付)。

※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。(テナント入居施設についても感染対策を徹底した上で、利用可能とする)

飲食店等への営業時間短縮要請について

1 要請概要

対象区域：県内全域

対象店舗：食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店

要請内容：営業時間を5時から20時まで(酒類の提供は19時まで)に短縮

2 要請期間

第1期：8月30日（月）～9月12日（日） 14日間

第2期：9月13日（月）～9月26日（日） 14日間

3 第1期の実施状況（9月7日現在）

（1）飲食店等の協力状況

- 各市町の飲食店密集地区を中心に、毎日、20時以降の見回りを行った。
- その結果、延べ5,125店を見回り、見回りした中の98.4%、
5,042店が協力されていた。

（2）時短要請・協力金相談窓口の相談受付状況

- 8月25日から9月7日までの相談受付件数は、1,697件。
- 主な相談内容は、対象店舗の確認や協力金支給要件の詳細な内容、
協力金申請手続き、店舗の環境整備や雇用等に係るその他の支援制度
など。

第2期・飲食店等への営業時間短縮要請について

(令和3年9月13日(月)～令和3年9月26日(日))

デルタ株の感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間の短縮にご協力ください。
ご協力いただいた店舗には、協力金を支給します。

対象店舗を見回り、営業時間短縮への協力状況を確認します

営業時間短縮要請の概要

対象区域 県内全域

対象期間 令和3年9月13日(月)～9月26日(日) 14日間

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店

※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックス等を含む

<対象外店舗の具体例>

宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、

宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、

夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

要請内容

営業時間を5時から20時まで(酒類の提供は19時まで)に短縮

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
- 令和3年9月12日(日)以前から営業し、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
- 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力いただいていること
・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、終日休業された場合も対象になります
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
- 飲食を主として業としている店舗(カラオケ喫茶やスナック等)は、終日、カラオケ設備の利用を自粛していること
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】

電話番号: 0120-675-124

受付時間: 9時～17時(土・日・祝を除く)

支給金額の算定

<参考>協力金の算定方法

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～約8.3万円	約8.3万円～25万円	25万円～
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	2.5万円／日	2.5～7.5万円／日 (1日あたりの売上高の3割)	7.5万円／日
	支給4日間の総額	35万円	売上高10万円／日の場合 42万円 売上高20万円／日の場合 84万円	105万円

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)
--	----	---

申請の大まかな流れ

①要請内容や支給要件を確認してください

②時短要請に応じた営業を行う(20時以降の営業時間短縮)

- ・営業時間短縮又は休業に関するチラシを店舗内外に掲示
- ・店内で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)を実施

③申請に係る必要書類の準備・確認

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)の写し(運転免許証・保険証等)
- 申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)
- 飲食業売上高等を確認できる書類(確定申告書の写し、青色申告決算書の写し、売上台帳等の写し等)
※下限額(日額2.5万円)で申請する場合は、飲食業売上高等の確認書類は不要
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(店舗HP、メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が確認できる店舗の外観・内覧写真
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外での掲示状況が分かる写真

④申請(郵送又は電子申請)

申請方法

【申請受付期間】

令和3年9月27日(月)～令和3年11月26日(金)

【申請方法】

郵送又は電子申請で、申請書と添付書類を提出してください。

※申請様式等については準備中ですのでお待ちください。(9月下旬県HPに掲載予定)

申請の手引きを熟読の上、必要書類を整え申請してください。

協力金の支払

審査完了後、順次支給となります。申請書類に不備がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでいます。申請書類に不備等がある場合は、審査に時間がかかることがあります。

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株の影響による全国的な感染拡大に伴い、本日、27都道府県を対象とした緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について、9月30日まで期間の延長等が決定される見込みです。

本県においては、感染状況に改善の兆しが見られるものの、ステージ4の状態が続いていることや、往来の多い隣県の福岡や広島の緊急事態宣言が継続していることなどから、未だ予断を許さない状況にあります。

県民の皆様、企業の皆様には、ここで気を緩めることなく、医療提供体制における大きな支障を避けるため、以下の取組にご理解とご協力をいただきますようお願いします。

〈県外との往来にあたっての注意〉

- ◎ 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛を強くお願いします。

特に、東京や大阪、福岡、広島など緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限の自粛をお願いします。

- ◎ やむを得ず県外と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従ってください。
- ◎ 本県への帰省などをお考えのご家族やご親戚などがいらっしゃる場合は、やむを得ない場合を除き、帰省などを自粛するよう強く促してください。

やむを得ず来県される場合であっても、来県前は体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう強く呼びかけてください。

〈外出機会の半減〉

- ◎ 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会をこれまでの半分程度にしていただきますようお願いします。

※通勤、通学、通院など、日常生活上で必要なものは除きます。

特に、営業時間の短縮が要請されている飲食店・喫茶店については、20時以降の利用自粛にご協力ください。

また、不特定多数が集まるイベントや、観光施設・大型商業施設等へ外出する場合、3密の回避を徹底するとともに、主催者や施設等から求められる感染防止対策への協力をお願いします。

- ◎ 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期してください。

〈感染予防対策の徹底〉

- ◎ 感染力が非常に強いデルタ株による感染を防ぐには、これまで以上に感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、「3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛をお願いします。
- ◎ 外食する際は、感染防止対策に取り組む「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には是非とも協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

＜企業活動における注意＞

- ◎ 飲食店及び喫茶店の営業時間は、5時から20時まで（酒類の提供は19時まで）に短縮をお願いします。
- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますようお願いします。
- ◎ 県外への出張は、極力控えてください。
やむを得ず県外との往来があった従業員等には、PCR検査の実施や、在宅勤務(テレワーク)及び健康管理に対する配慮をお願いします。
- ◎ また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務や健康管理には、格別の配慮をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年9月9日

山口県知事 村岡嗣政

現在の発生状況について

令和3年9月9日

全世界及び日本国内の発生状況

※厚生労働省公表数値

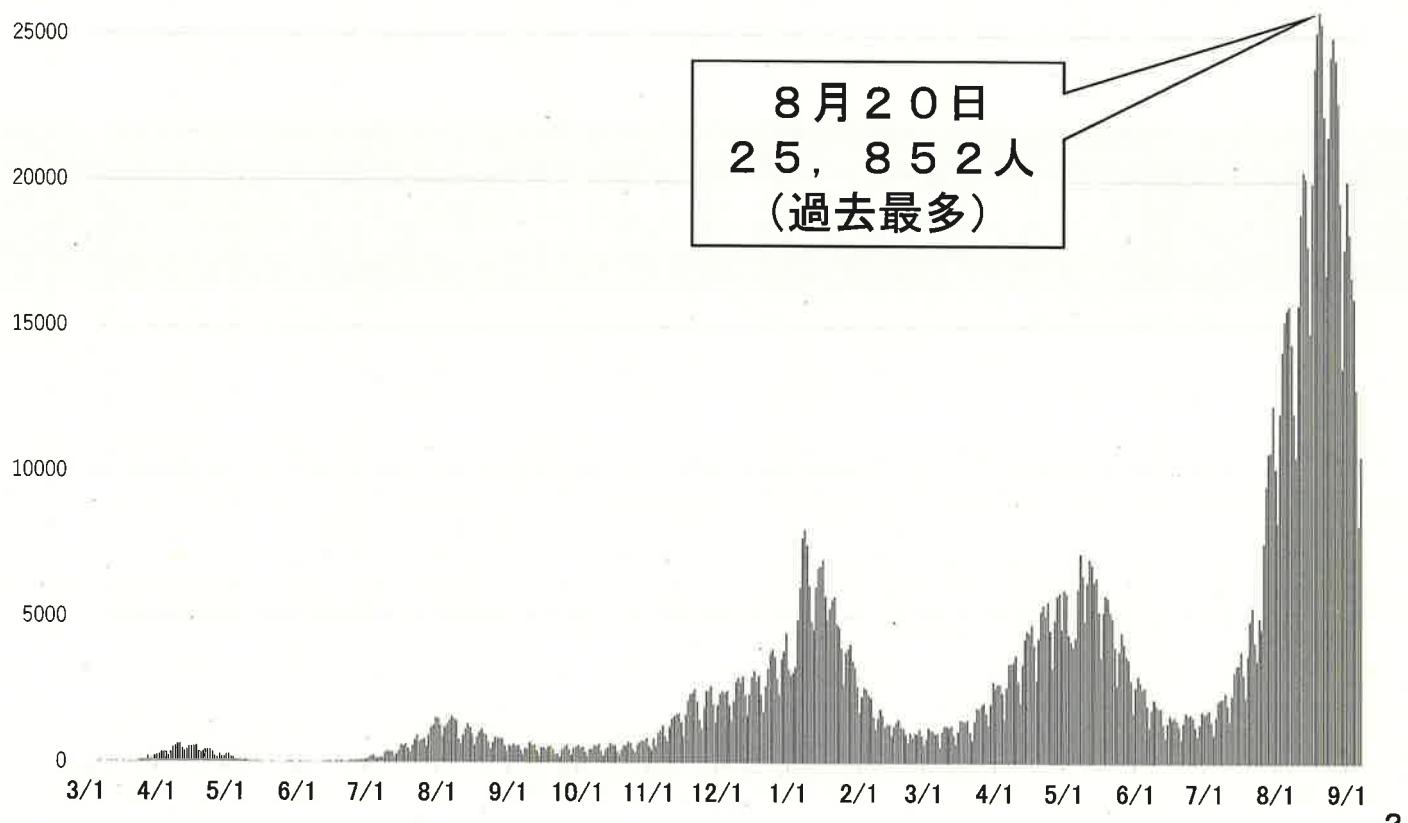
○全世界 (9/8 15:00時点) 【日本を除く】

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(40,280,001)、インド(33,058,843)、 ブラジル(20,914,237)、英国(7,089,051)
220,298,864	4,569,321	

○日本国内 (9/8 0:00現在)

	P C R 実 施 人 数 検 査	陽 性 者 数	入 院 治 療 を 要 す る 者	(重 症 者 (内 数))	の 数	退 院 又 は 療 養 解 除 者	死 亡 者 数	確 認 中
①国内発生 (③除く)	21,769,362	1,587,013	165,207	(2,211)	1,400,726	16,429	6,255	
②空港検疫	1,002,271	3,966	165	(0)	3,794	7	0	
③チャーター機	829	15	0	(0)	15	0	0	
計	22,772,462	1,590,994	165,372	(2,211)	1,404,535	16,436	6,255	

全国の新規感染者の推移



本県の感染状況

○感染者数

5,355人（うち死亡87人）

○療養者数

療養者数	入院者数				宿泊 療養者数等
	重症	中等症	軽症・無症状	計	
479人	5人	127人	115人	247人	232人

○市町別感染者数

下関市	1,271	宇部市	691	山口市	604	萩市	49
防府市	527	下松市	174	岩国市	616	光市	94
長門市	52	柳井市	125	美祢市	37	周南市	610
山陽小野田市	215	周防大島町	14	和木町	37	上関町	8
田布施町	41	平生町	26	阿武町	0	県外	164

○PCR等検査 (R2.2.15~R3.9.5)

累計 166,210件 (8/30~9/5実績 8,098件)

○モニタリングの状況

指 標		1週間前 (9/3)	現状値 (9/9)	1週間前 との比較	これまで の最大値	<参考>国が示す水準	
						ステージ III	ステージ IV
①	確保病床使用率	54.1% (302床)	44.3% (247床)	△ 9.8ポイント	75.0% (5/24)	20%以上 (112~278床)	50%以上 (279床以上)
	入院率	46.2%	51.6%	↗ 5.4ポイント	40.3%※ (8/27)	40%以下	25%以下
	重症病床使用率	2.1% (1床)	10.6% (5床)	↗ 8.5ポイント	21.3% (5/20, 21, 22)	20%以上 (10~23床)	50%以上 (24床以上)
②	療養者数 【人口10万人】	654人 【48.2人】	479人 【35.3人】	△ 0.73倍	804人 (8/26)	272~406人 【20人以上】	407人以上 【30人以上】
③	直近1週間のPCR検査等 陽性率	4.6% (8/23~29)	4.9% (8/30~9/5)	↗ 0.3ポイント	8.5% (8/16~22)	5%以上	10%以上
④	直近1週間の新規 感染者数 【人口10万人】	430人 【31.7人】	272人 【20.0人】	△ 0.63倍	604人 (8/24)	204~339人 【15人以上】	340人以上 【25人以上】
⑤	感染経路不明な者の 割合	24.0% (8/21~27)	20.7% (8/28~9/3)	△ 3.3ポイント	26.7% (7/26~8/2)	50%以上	50%以上

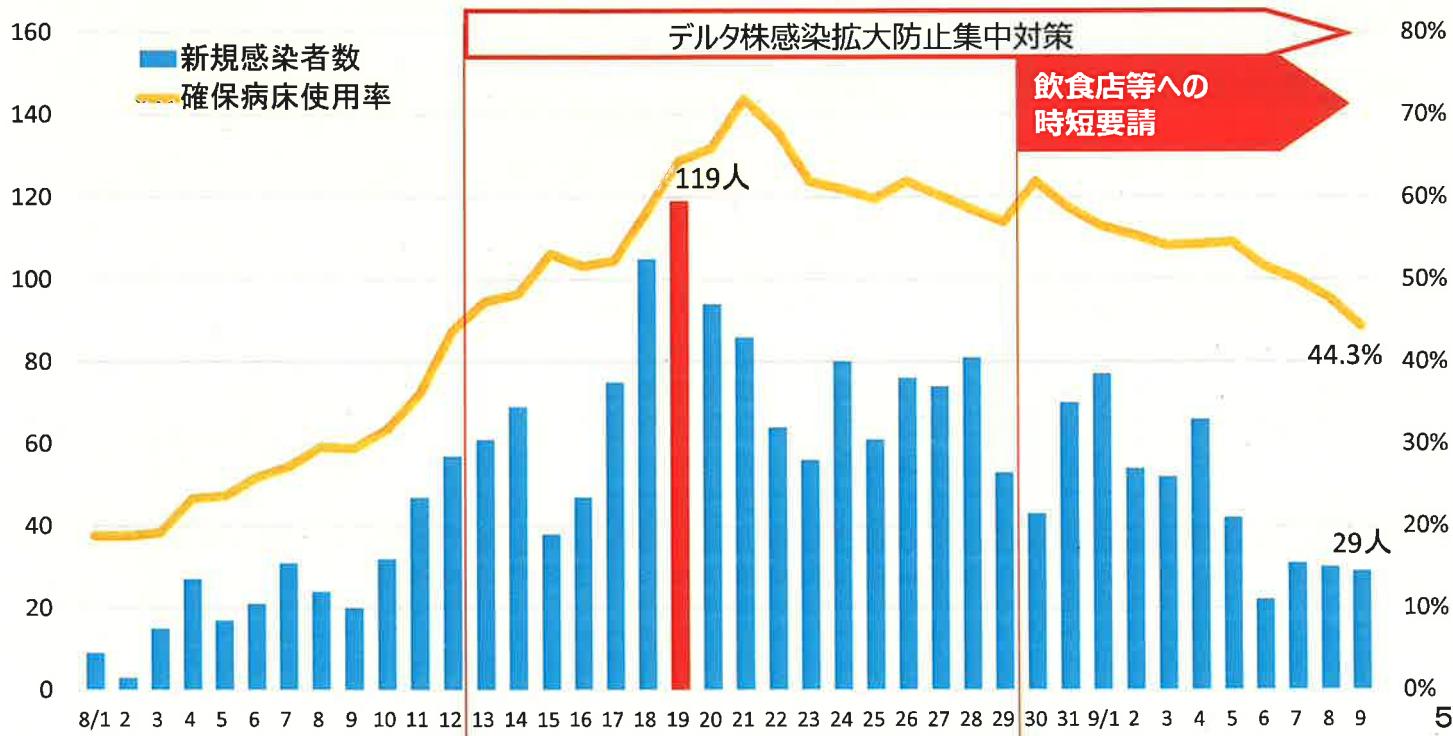
※入院率はこれまでの最小値

各指標は概ね低下傾向にあるものの、療養者数は、引き続きステージIV相当の高い水準にあり、「ステージIV」の状況の判断を継続

4

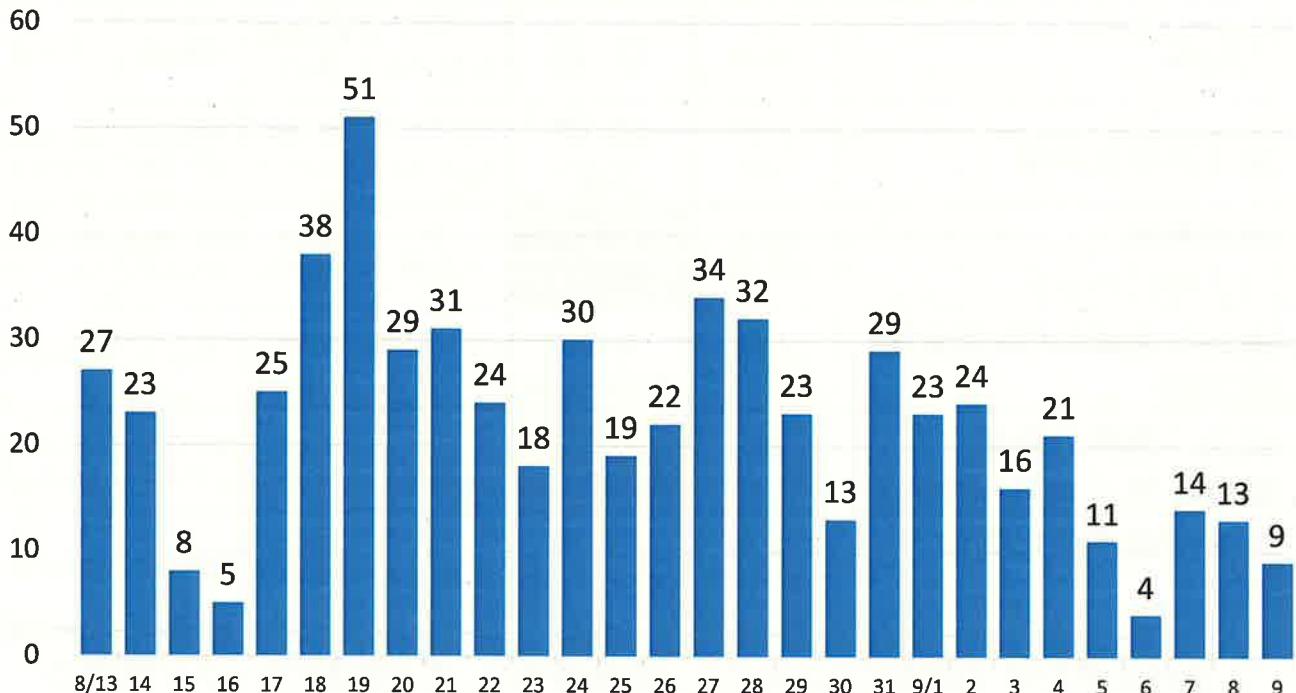
新規感染者数と確保病床使用率の推移

新規感染者数、確保病床使用率とともに、
お盆直後をピークに減少傾向



孤発事例の推移

孤発事例は毎日、10人前後発生

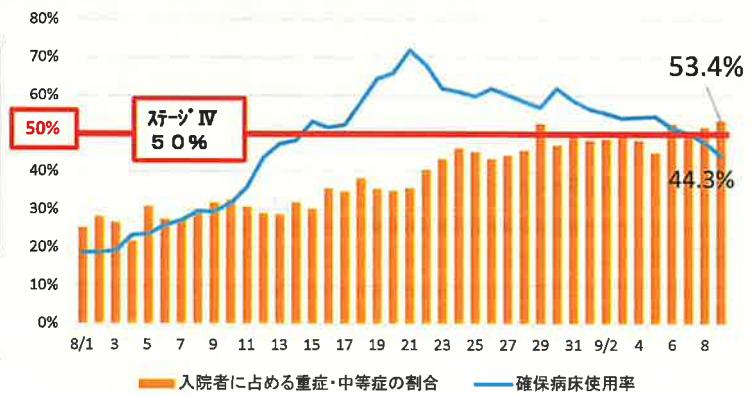


6

モニタリング指標の推移

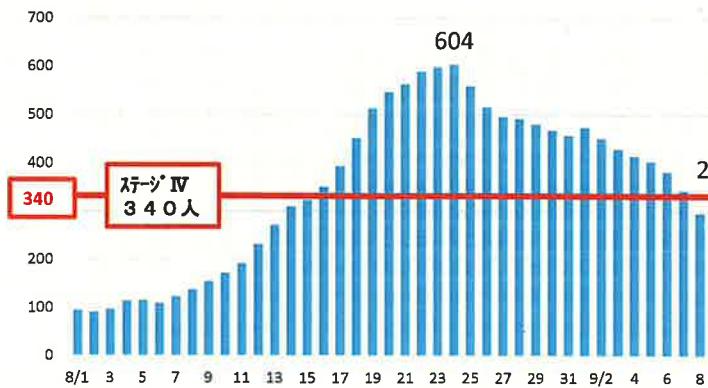
①確保病床使用率と入院患者に占める重症・中等症者の割合

- ①確保病床使用率、②直近1週間の新規感染者数は「ステージⅢ」相当
- ③療養者数は引き続き「ステージⅣ」相当

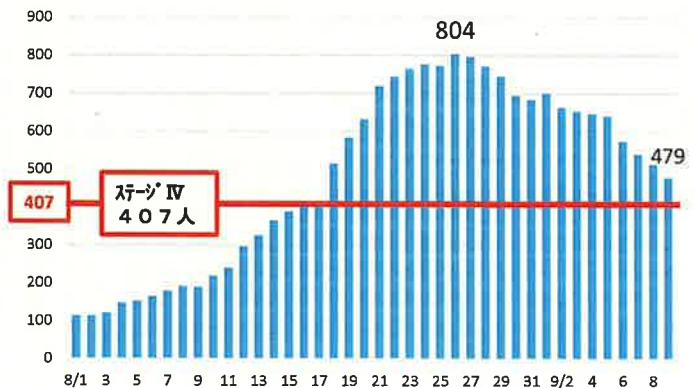


6

②直近1週間の新規感染者数の推移



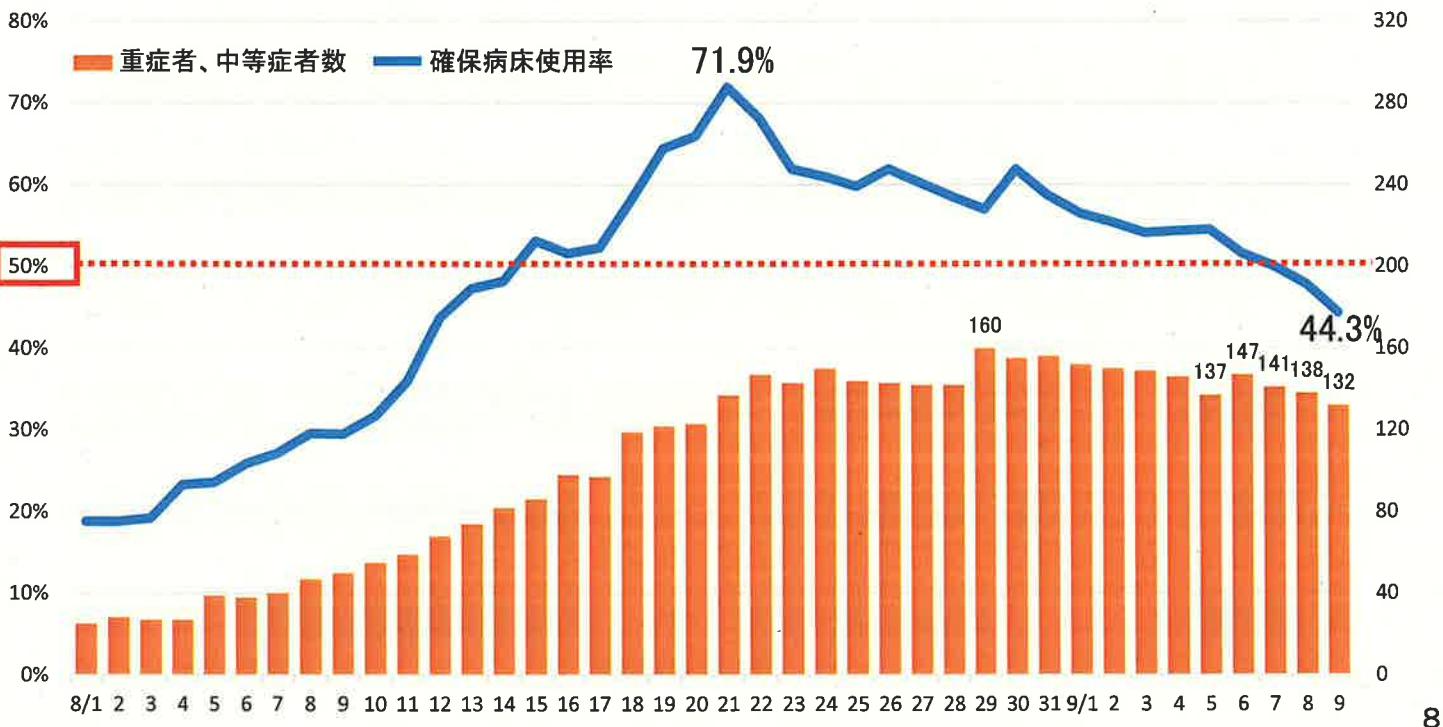
③療養者数の推移



7

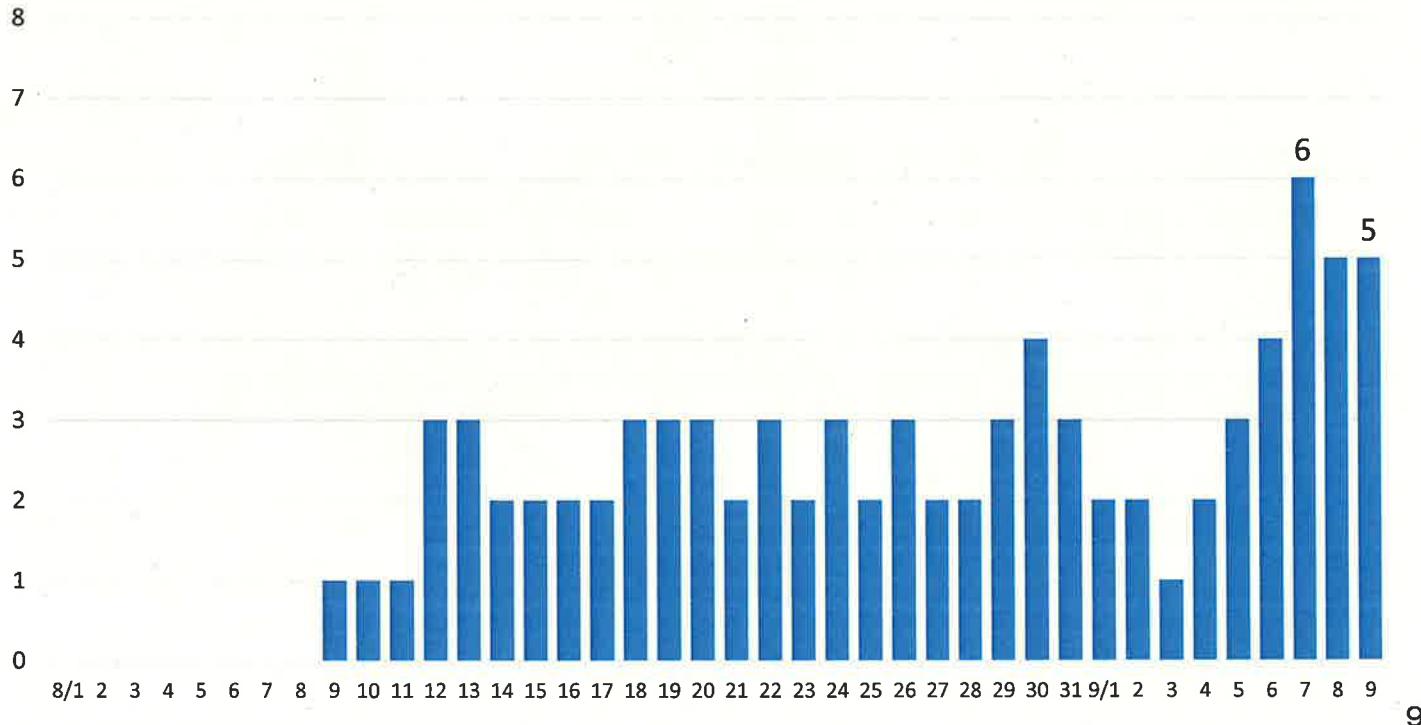
医療提供体制の状況

確保病床使用率は改善傾向にあるものの、
重症、中等症者数は約140人の状況が継続



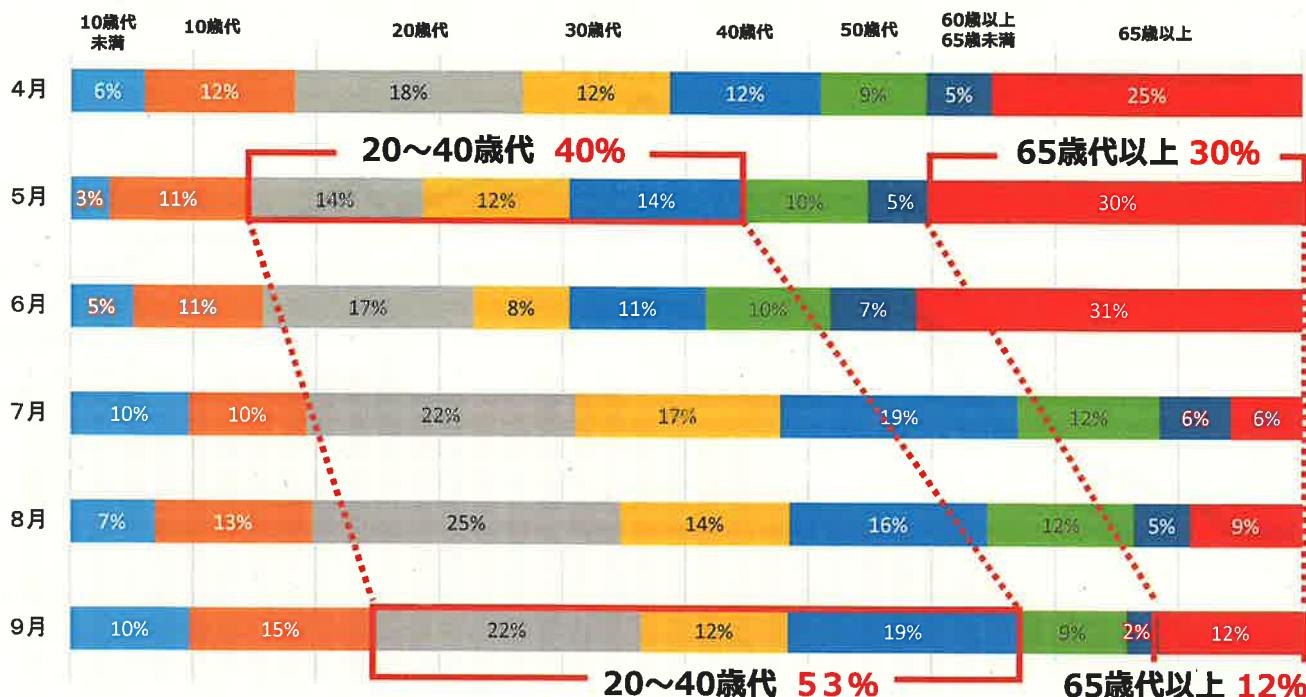
重症者数の推移

発生にタイムラグがある重症者数は増加



年代別感染者数の推移

5月に比べて 65歳以上は大幅に減少
20～40歳代は増加（特に20歳代）



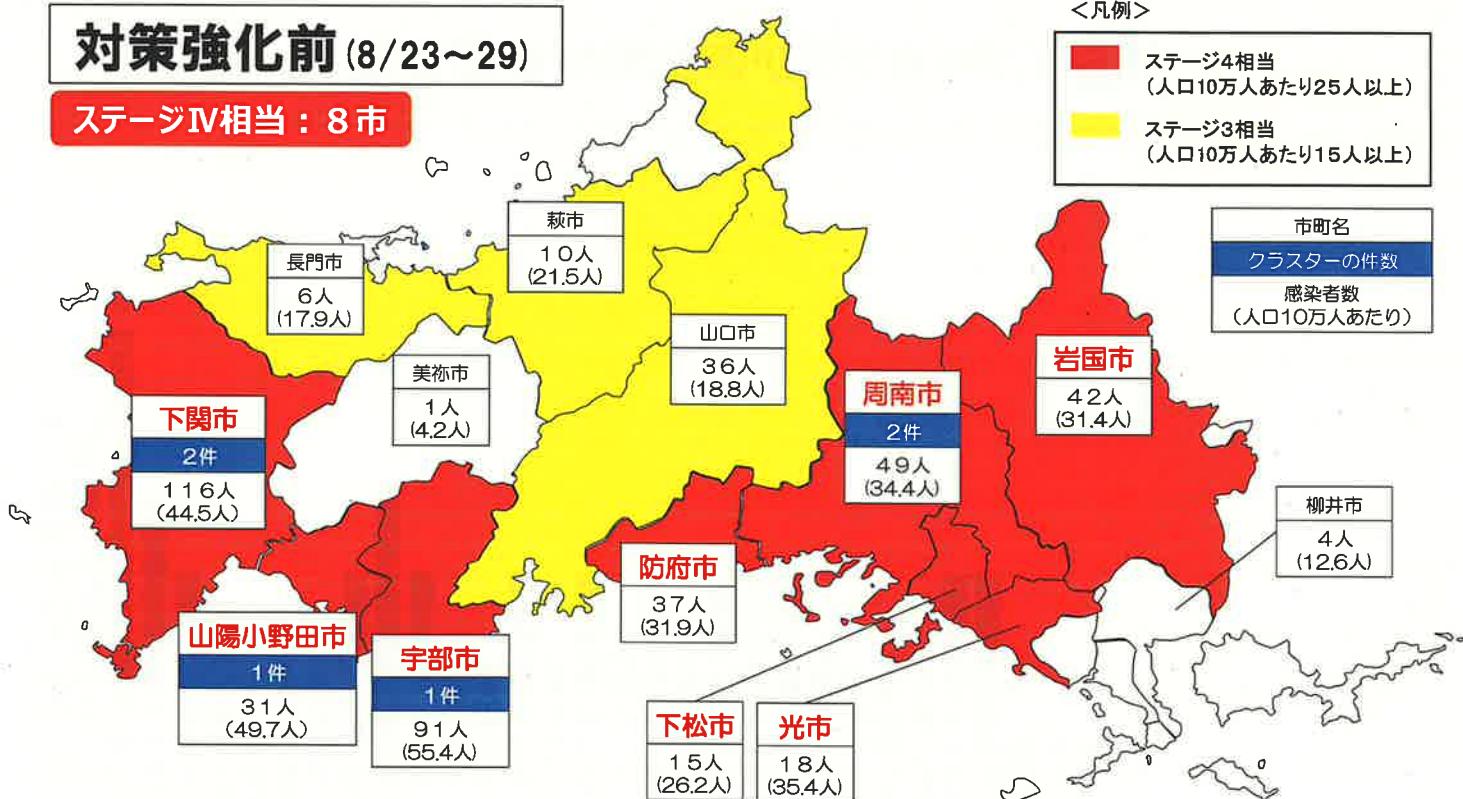
10

市町別感染状況①

<8/23～29の人口10万人あたりの新規感染者数>

対策強化前(8/23～29)

ステージIV相当：8市



※町については、人口規模が小さいため除く

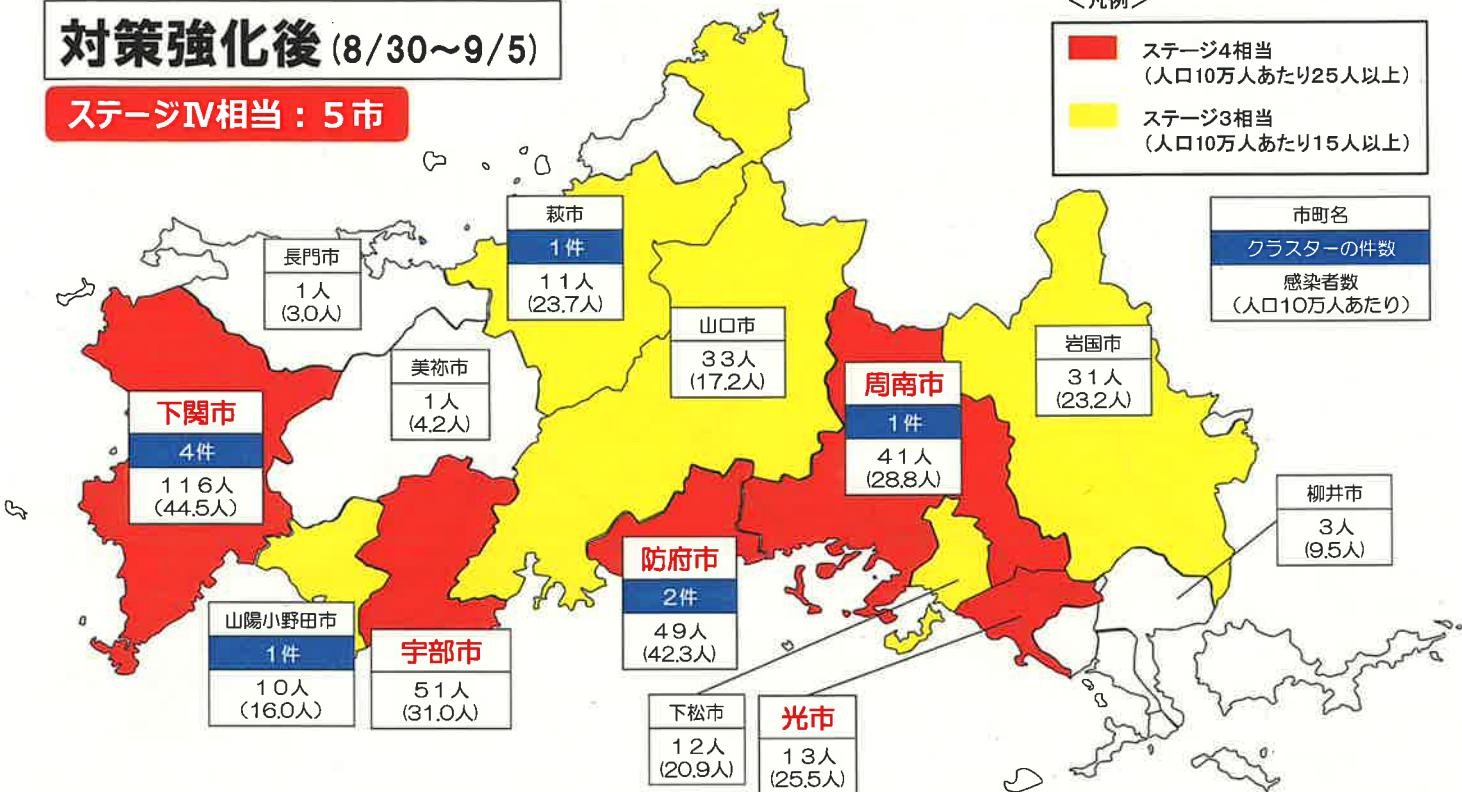
11

市町別感染状況②

<8/30~9/5の人口10万人あたりの新規感染者数>

対策強化後(8/30~9/5)

ステージIV相当：5市



※町については、人口規模が小さいため除く

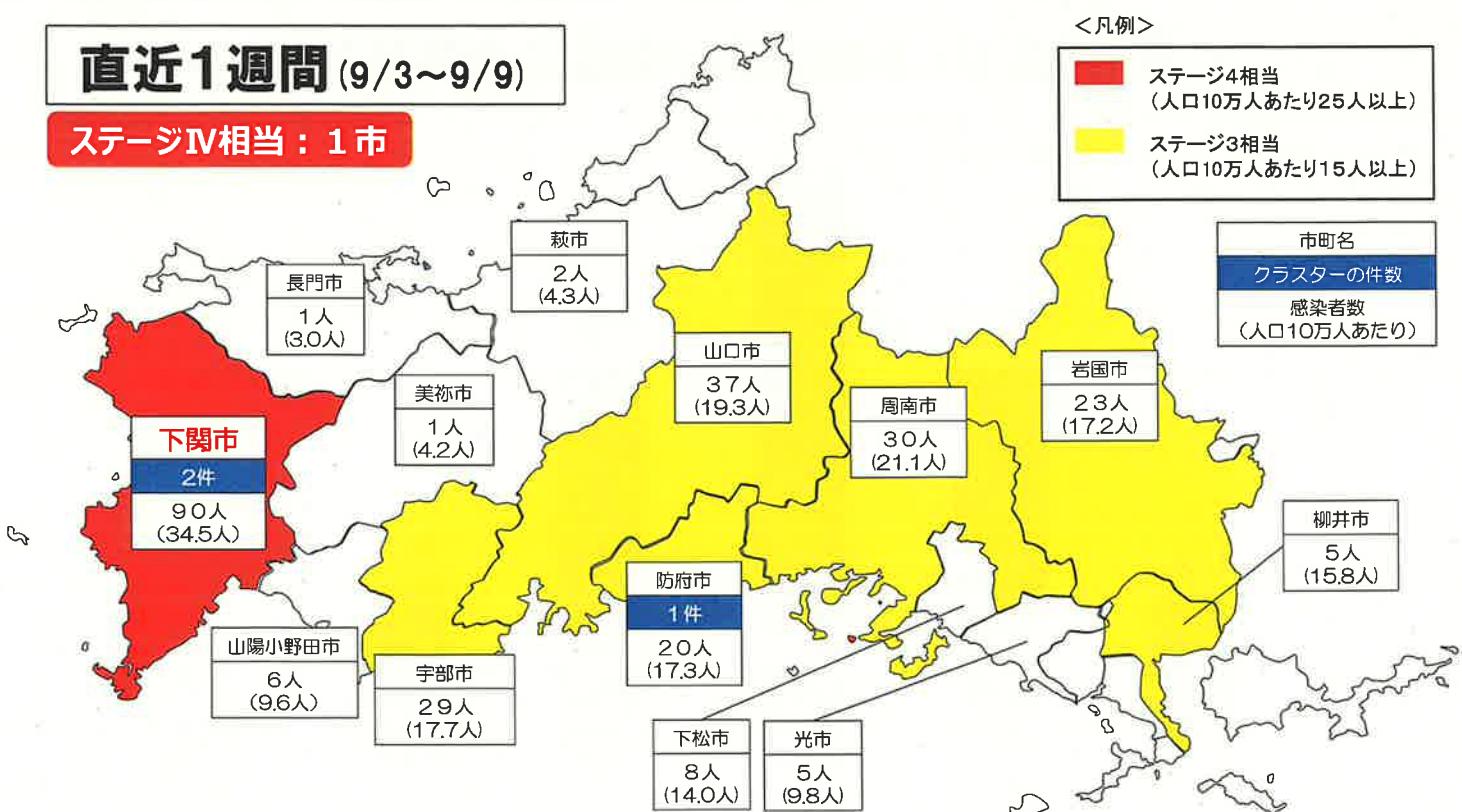
12

市町別感染状況③

<9/3~9の人口10万人あたりの新規感染者数>

直近1週間(9/3~9/9)

ステージIV相当：1市



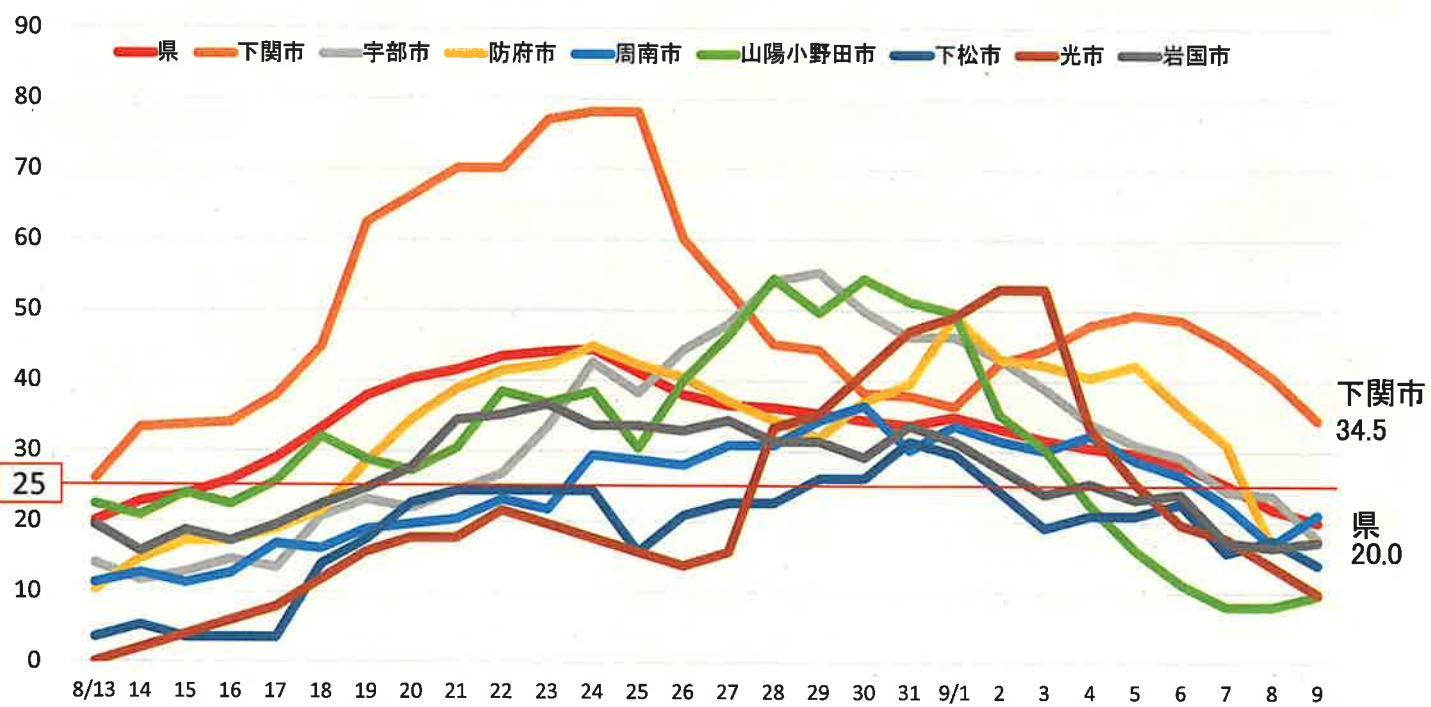
※町については、人口規模が小さいため除く

13

市町別感染状況④

下関市は「ステージIV」相当、その他の市は「ステージIII」相当

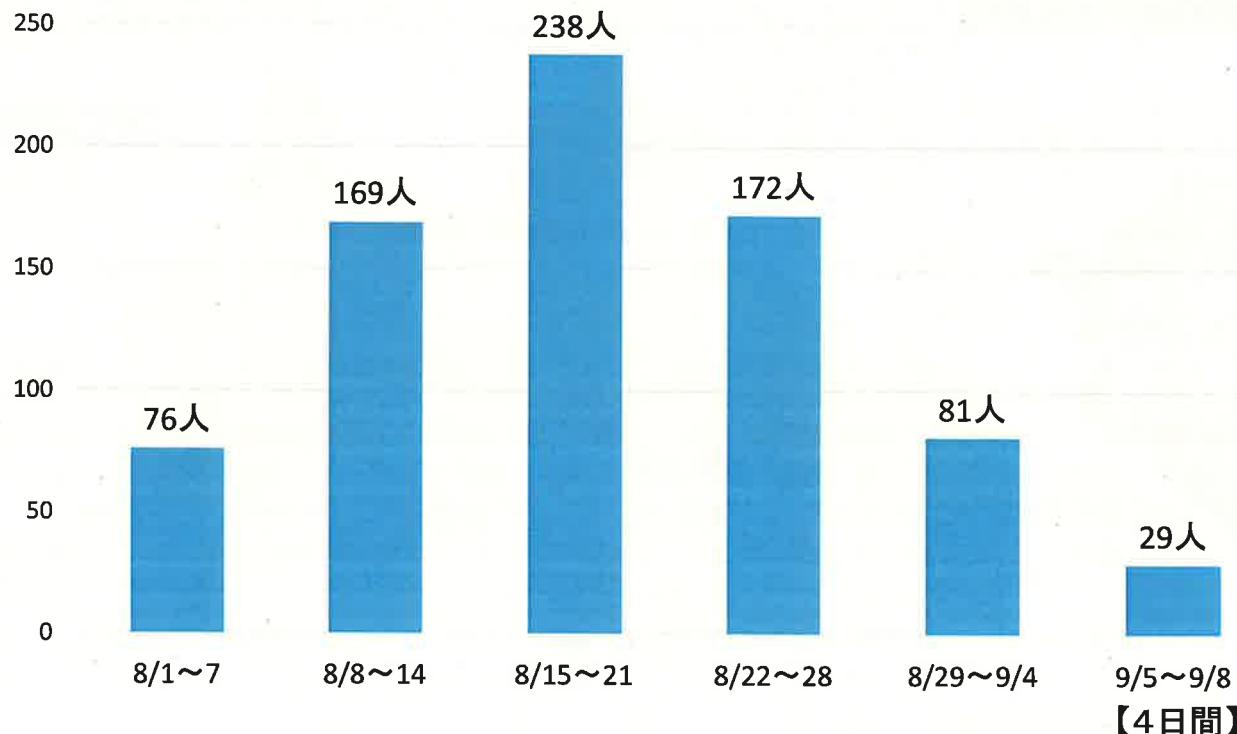
<直近1週間の新規感染者数の推移(人口10万人あたり)>



14

感染経路の分析①

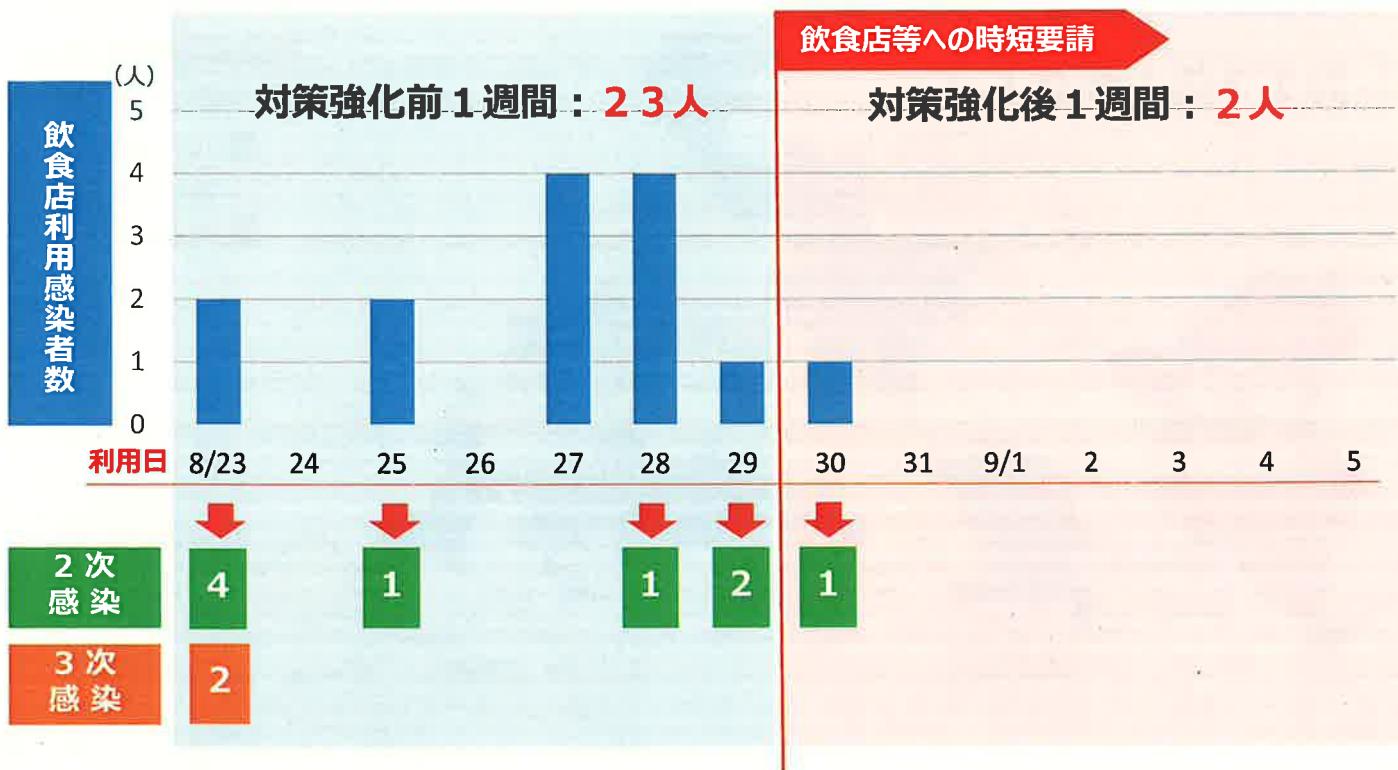
県外エピソードのある新規感染者数は減少



15

感染経路の分析② (感染者のうち、飲食店を利用した人)

飲食店への時短要請後、飲食店を利用して感染した人は大きく減少



16

クラスターの発生状況①

約1か月で32件のクラスターが発生
(うち約4割にあたる13件が飲食クラスター)

	日付	市町名	クラスター名	陽性者数
1	8/8	下関市	会食クラスター	8
2	8/10	田布施町	部活動クラスター	18
3	8/11	山口市	ライブハウスクラスター	13
4	8/12	柳井市	カラオケ付き飲食店クラスター	26
5	8/12	山口市	友人同士による飲食クラスター	7
6	8/13	下関市	事業所クラスター	8
7	8/13	周南市	飲食店クラスター	8
8	8/14	下関市	ライブイベントクラスター	18
9	8/14	柳井市	カラオケ付き飲食店クラスター	13
10	8/14	防府市	職場クラスター	8
11	8/17	岩国市	医療機関クラスター	18
12	8/18	下関市	職場クラスター	5
13	8/19	下関市	医療機関クラスター	16
14	8/19	下関市	医療機関クラスター	28
15	8/19	山口市	職場クラスター	9
16	8/20	防府市	カラオケハウスクラスター	7

17	8/22	宇部市	趣味仲間クラスター	11
18	8/24	下関市	宿舎クラスター	11
19	8/24	宇部市	飲食店クラスター	13
20	8/24	山陽小野田市	職場クラスター	21
21	8/25	下関市	医療機関クラスター	15
22	8/27	周南市	ライブイベントクラスター	14
23	8/29	周南市	大学生仲間クラスター	14
24	8/31	萩市	飲食店クラスター	12
25	9/1	下関市	屋内スポーツクラスター	9
26	9/1	周南市	職場クラスター	6
27	9/1	防府市	宿舎クラスター	20
28	9/2	下関市	飲食店クラスター	14
29	9/2	山陽小野田市	医療機関クラスター	6
30	9/4	下関市	友人同士の遊び場クラスター	6
31	9/4	下関市	会食クラスター	7
32	9/4	防府市	高齢者施設クラスター	6
合計				395人
(うち飲食クラスター13件)				(160人)

17

クラスターの発生状況②

飲食クラスターは県内各地で発生、下関市は最も多い4件

<8月以降の市町別 飲食クラスターの発生状況>

計13件160人

<凡例>

市町名

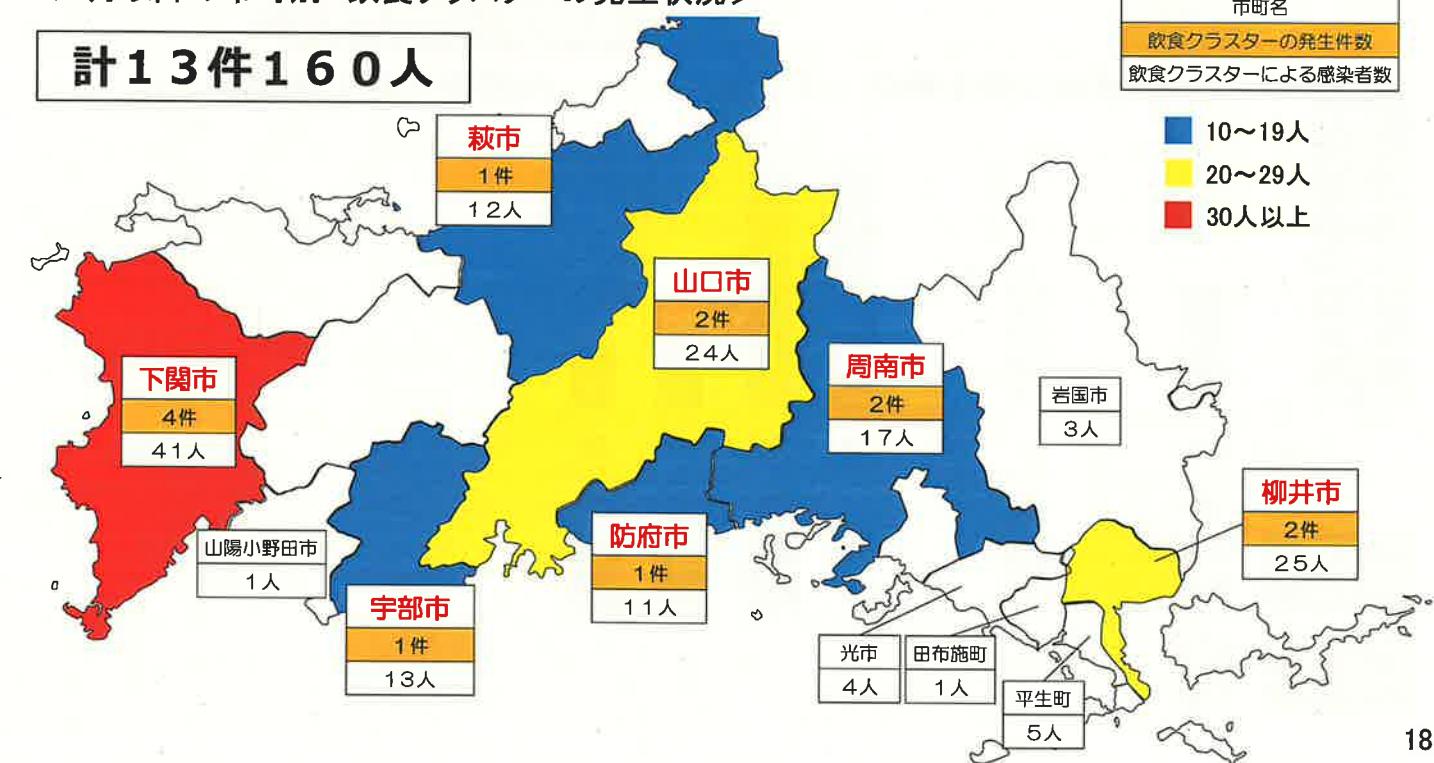
飲食クラスターの発生件数

飲食クラスターによる感染者数

10~19人

20~29人

30人以上



18

ワクチンの接種効果

ワクチン接種により、感染の発症と重症化が抑制

○新規感染者のワクチン接種状況

新規感染者 (8/1~9/8 2,029人)

未接種・不明	2回接種後から2週間経過している方
1,600人 (78.9%)	168人 (8.3%) 軽症・無症状 165人 中等症 3人 重症 0人

○新規感染者に占める65歳以上の割合

第4波 (4/15~6/23)

29.6%

第5波 (8/1~9/9)

9.6%

19

今後の対策

新規感染者数は減少傾向にあり、対策の効果は表れているものの、医療提供体制へ負荷がかかる状況は続いており、孤発事例も連日10人前後発生するなど感染が収まったといえる状況にないことから、継続した対策が必要

